

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>（持株会）</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社に該当する会社又は会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社に該当する会社をいう。</p> <p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二</p>	<p>（持株会）</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社に該当する会社をいう。</p> <p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二</p>

<p>項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。)の資産運用会社(同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。)又はその特定関係法人(法百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)に該当する会社を含む。以下この号において同じ。)の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け(金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みを行つるものに限る。)を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行つることを約する契約(各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。)に基づく権利</p> <p>三 「略」</p> <p>2 前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 前条第三項に規定する被支配会社等</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。)の資産運用会社(同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。)又はその特定関係法人(法百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その被支配会社等(前条第三項に規定する被支配会社等をいう。)を含む。以下この号において同じ。)の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け(金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みを行つるものに限る。)を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行つることを約する契約(各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。)に基づく権利</p> <p>三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十一号に規定する関連会社</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	